

## 第 55 回コーデックス連絡協議会 資料一覧

資料番号	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3	会場配置図
4-(1)	第 35 回 栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) 議題
4-(2)	第 35 回 栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) 概要
5-(1)	第 45 回 食品衛生部会 (CCFH) 議題
5-(2)	第 45 回 食品衛生部会 (CCFH) 概要
6-(1)	第 1 回 スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) 仮議題 [仮訳]
6-(2)	第 1 回 スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) 主な検討課題
7-(1)	第 33 回 魚類・水産製品部会 (CCFFP) 仮議題 [仮訳]
7-(2)	第 33 回 魚類・水産製品部会 (CCFFP) 主な検討課題
8-(1)	第 18 回 生鮮果実・野菜部会 (CCFFV) 仮議題 [仮訳]
8-(2)	第 18 回 生鮮果実・野菜部会 (CCFFV) 主な検討課題
9-(1)	第 35 回 分析・サンプリング法部会 (CCMAS) 仮議題 [仮訳]
9-(2)	第 35 回 分析・サンプリング法部会 (CCMAS) 主な検討課題

## 第55回コーデックス連絡協議会

日時：平成26年1月31日（金）  
13:30～16:30

場所：霞が関中央合同庁舎4号館  
共用会議室 1219～1221号室

### 議 事 次 第

#### 1. 議題

○最近のコーデックス委員会で検討された議題について

- ① 第35回 栄養・特殊用途食品部会
- ② 第45回 食品衛生部会

○今後のコーデックス委員会で検討される議題について

- ③ 第1回 スパイス・料理用ハーブ部会
- ④ 第33回 魚類・水産製品部会
- ⑤ 第18回 生鮮果実・野菜部会
- ⑥ 第35回 分析・サンプリング法部会

#### 2. その他

## コーデックス連絡協議会委員

(敬称略 50音順)

いわた 岩田	しゅうじ 修二	特定非営利活動法人 国際生命科学研究機構 事務局次長
おにたけ 鬼武	かずお 一夫	日本生活協同組合連合会 品質保証本部 安全政策推進室 室長
かすみ 春見	たかふみ 隆文	日本大学 生物資源科学部 農芸化学科 教授
かどま 門間	ひろし 裕	一般財団法人 食品産業センター 参与
かんだ 神田	としこ 敏子	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 専門委員
しばた 柴田	あつし 温	全国農業協同組合連合会 開発企画室 室長
せぐる 脊黒	かつや 勝也	日本食品添加物協会 常務理事
たかや 高谷	さとし 幸	公益社団法人 日本食品衛生協会 専務理事
たなか 田中	ひろゆき 弘之	東京家政学院大学 現代生活学部 健康栄養学科 教授
はすお 蓮尾	たかこ 隆子	家庭栄養研究会 常任顧問
ほその 細野	あきよし 明義	公益財団法人 日本乳業技術協会 理事長
やまうら 山浦	やすあき 康明	特定非営利活動法人 日本消費者連盟 共同代表運営委員
やまね 山根	かおり 香織	主婦連合会 会長
よしいけ 吉池	のぶお 信男	青森県立保健大学 健康科学部 栄養学科 教授

第 55 回コーデックス連絡協議会 会場配置図

平成 26 年 1 月 31 日 (金) 13:30~16:30  
霞ヶ関中央合同庁舎 4 号館 12 階  
共用会議室 1219~1221 号室

事務局等

(農林水産省) 辻山調査官 ○  
(消費者庁) 増田食品表示調査官 ○  
(厚生労働省) 鷺見国際食品室長 ○  
(司会)  
説明者 ○

吉池 委員 ○  
脊黒 委員 ○  
山浦 委員 ○

○ 蓮尾 委員  
○ 細野 委員  
○ 岩田 委員

○ 鬼武 委員  
○ 柴田 委員  
○ 門間 委員

報道関係者

傍聴 ( 65 名 )

**FAO/WHO 合同食品規格計画**  
**第 35 回栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU)**

日時：2013 年 11 月 4 日（月）～11 月 8 日（金）

場所：バート・ゾーデン・アム・タウヌス（ドイツ）

**議題**

1	議題の採択
2	a) コーデックス総会及び各部会からの付託事項
	b) FAO/WHO から提起された関心事項
3	コーデックス栄養表示ガイドラインにおける表示を目的とした栄養参照量の追加/改訂原案（ステップ 4）
4	必須栄養素の食品への添加に関するコーデックス一般原則（CAC/GL 9-1987）の改訂原案（ステップ 4）
5	乳幼児用穀物加工食品の規格基準（CODEX STAN 74-1981）に低体重児用の新規 PartB を挿入することに関する修正原案（ステップ 4）
6	フォローアップフォーミュラのコーデックス規格（CODEX STAN 156-1987）の見直し
7	食品添加物リストの改訂原案
8	非感染性疾患のリスクとの関連からカリウムの栄養参照量の候補値を検討するための討議文書
9	育種選別による栄養強化に関する討議文書
10	その他の事項及び今後の作業
11	次回会合の日程及び開催地
12	報告書の採択

## 第 35 回コーデックス栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) 概要

## 1. 日時及び開催場所

日時：2013 年 11 月 4 日（月）～11 月 8 日（金）  
場所：バート・ゾーデン・アム・タウヌス（ドイツ）

## 2. 参加国及び国際機関

67 加盟国、1 加盟機関、33 国際機関 合計 264 人

## 3. 我が国からの出席者

消費者庁食品表示企画課 食品表示調査官	増田 利隆
厚生労働省健康局がん対策・健康増進課栄養指導室 室長補佐	芳賀 めぐみ
厚生労働省健康局がん対策・健康増進課栄養指導室 栄養調査係長	日名子 まき
農林水産省消費・安全局消費・安全政策課 国際基準専門官	坂下 誠
テクニカルアドバイザー	
特定非営利活動法人国際生命科学研究機構 特別顧問	浜野 弘昭
独立行政法人国立健康・栄養研究所 食品保健機能研究部長	石見 佳子

## 4. 概要

## 議題 1：議題の採択

議題 4 について、11 月 2 日（土）の物理的作業部会の報告書の作成及び参加国による検討のため、本会議の 2 日目の討議とすること、議題 3 の後に議題 7 を討議すること、その他の議題については原案どおりとすることで合意した。

## 議題 2 a：コーデックス総会及び各部会からの付託事項

《トランス脂肪酸 (Trans Fatty Acids:TFA) フリー強調表示》

前回部会で食品表示部会 (Codex committee on Food Labelling:CCFL) から栄養・特殊用途食品部会 (Codex Committee on Nutrition and Foods for Special Dietary Uses:CCNFSDU) に対し TFA フリー強調表示の要件の策定に関する助言を求められていた。

食事と健康に関する栄養ガイドンス専門家諮問グループ (WHO Nutrition Guidance Expert Advisory Group: NUGAG) での主要健康指標への影響に関するレビューと分析・サンプリング法部会 (Codex committee on Methods of Analysis and Sampling:CCMAS) での TFA 分析法に関する作業が間に合えば、カナダがそれらの結果を基に討議文書を作成することを提案し、部会で承認された。

## 議題 2 b：FAO/WHO から提起された関心事項

WHO からは、食事と健康に関するサブグループの会議が 2013 年 3 月に開催され、飽和脂肪酸 (Saturated fatty Acids:SFA) 及び TFA に関する最新の科学的根拠等の評価を行い、

今後公表する旨の報告があった。さらに、2013年7月にWHOは“Information concerning the use and marketing of follow-up formula”（フォローアップフォーミュラの使用と販売に関する情報）を公表した旨、紹介があった。

### 議題3：コーデックス栄養表示ガイドラインにおける表示を目的とした栄養参照量の追加/改訂原案（ステップ4）

（経緯）

現行の栄養参照量<sup>1</sup>（Nutrient Reference Values: NRVs）は栄養表示ガイドライン3.4.4章に<sup>2</sup>、また、一般集団を対象としたビタミン、ミネラルのNRVs策定のための一般原則（General Principles: GPs）は、同ガイドラインのANNEXに、それぞれ記載されている。しかし、現行のNRVsについてはデータソースが古いうえ、NRVs未設定の栄養素も多く、見直しの必要性が指摘されてきた。

そこで、2011年11月に開催された第33回部会では、2010年11月開催の第32回部会でのWHO/FAOからの要請を受け、55ヶ国から提出された各国の栄養参照量（NRVs）やその算定根拠及びデータを基に議論が行われた。データに関して、各国により共有の専門用語がないことや、データ提出国の50%以上がひとつの地域に集中していたこと、栄養素により科学的根拠を評価する文献調査数に幅があったことなどが報告された。全てのビタミン、ミネラルの見直しは実質的に難しいとの意見から、表示を目的とした重要度に応じて優先的に検討することが必要との意見が出された。しかし、オーストラリアが28種類全ての栄養素を対象としたNRVsを評価することを提案したため、オーストラリアを議長国とする電子作業部会を設置し、原案の提案をステップ4からステップ3に差し戻して、2012年12月開催の前回部会（第34回部会）で討議することが合意された。

新たなNRVsの候補値（potential NRVs: pNRVs）については、2009年11月開催の第31回部会報告（ALINORM 10/33/26）のAppendix IVに記載されていた。このうち、大半のpNRVsについては、WHO/FAOによる「ヒト栄養におけるビタミン、ミネラル必要量」（2004）のIndividual Nutrient Level 98（INL98）<sup>3</sup>を基に設定されたものであるが、栄養素によっては、最新のWHO/FAOデータとの差異が小さくはなかった。このため、pNRVsの適切性の判定法として、pNRVsと、最新のWHO/FAOデータに収載された各国のINL98とAdequate Intake（AI）<sup>4</sup>の中央値を比較する手法が、オーストラリアより提案されていた。

---

<sup>1</sup> 我が国では、NRVsに相当するものとして「栄養素等表示基準値」が策定されており、栄養機能食品の表示事項として規定されているほか、栄養素等含有量に係る強調表示（「豊富」「含有」「低」「ゼロ」等）の基準値の設定根拠となっている。なお、我が国でも、ナトリウム等、一部の栄養素については、生活習慣病の一次予防を目的とした「目標量」をベースに、栄養素等表示基準値が算出されている。

<sup>2</sup> ビタミン、ミネラルの表示方法は、含有量及び/又はNRV%（100g若しくは100ml当たり、又は1包装当たり（1包装が1食分の場合））で示すこととされている。また、たんぱく質についてもNRV%で表示してもよいとされている。

<sup>3</sup> ある対象集団において測定された必要量の分布に基づき、母集団に属する98%の人が充足している量。「日本人の食事摂取基準」の「推奨量」とほぼ同義。

<sup>4</sup> 特定の集団における、ある一定の栄養状態を維持するのに十分な量。実際には、特定の集団において不足状態を示す人がほとんど観察されない量として与えられる。「推奨量」が算定できない場合に限って算定するものであり、基本的には、健康な多数の人を対象として、栄養素摂取量を観察した疫学的研究によって得られる。「日本人の食事摂取基準」では「目安量」とされている。

pNRVsのうち、WHO/FAOの推奨量(Reference Nutrient Intakes: RNIs)<sup>5</sup>に基づくビタミンK、B1、B2、B6、B12、ナイアシン、葉酸、パントテン酸、ビオチン、カルシウム、ヨウ素については、前回部会にて概ね合意に至り総会に諮ることとされ、昨年7月に開催された第36回総会にて文言の一部追加修正の上、最終採択された。

また、前回部会において、オーストラリアを議長国として電子作業部会を立ち上げ、今次部会で検討するための作業を行うこと、また、ステップ3として①ビタミンA、D、E、C、マグネシウム、セレン、鉄、亜鉛の必要量に基づくNRVs(NRV-Requirements: NRV-R)と変換係数に関する追加/改訂原案の提言、②たんぱく質に係るNRV-R改訂案の提言、③承認された権威ある科学機関(Recognized Authoritative Scientific Bodies: RASB)の定義の検討と最終定義案の提言について、検討することが合意された。

今次部会では、上記①、②、③について、主に議論が行われることになった。

#### (結果)

電子作業部会の議長国であるオーストラリアから検討結果の報告があり、13項目のRecommendation(提言)が示されていたが、今次部会では6項目のみについて検討し、その他は次回部会において検討することで合意した。

《ビタミンA、D、E、C、マグネシウム、セレン、鉄、亜鉛の必要量に基づくNRV-Rと変換係数に関する追加/改訂原案の提言について》

今次部会では議論せず、次回以降の部会において検討することで合意した。

《たんぱく質に係るNRV-R改訂案の提言について》

たんぱく質のNRV-Rの策定に際しては、WHO/FAOのDIRVs 0.83g/体重kg/day及び、WHO/FAOのreference mean adult body weight(60kg)を用い算出することとなり、最終的に50g/day(=0.83×60kg)となった。なお、NRV-Rの策定にあたり、たんぱく質の栄養価についても考慮すべきとの意見もあったが、検討に必要な情報は未だ十分には得られていないとして、たんぱく質の栄養価は考慮しないこととなった。また、NRV-Rの50g/dayという値は、現行と同一であり、第37回総会に諮ることと合意した。

《RASBの定義について》

今次部会において、栄養表示ガイドライン(CAC/GL 2-1985)のANNEXにおける記述により、FAO及びWHOはNRVsの策定における第一の検討機関であることからRASBに含まれないことが合意された。また、“Competent Authorities”という用語の使用についても意見が交わされ、この用語の意味をより明確にするため、“Competent National and/or Regional Authorities”に修正することで合意した。修正されたRASBの定義<sup>6</sup>は、次回部会で検討されるRASBの定義に適合する機関の選定に関して使用することとなった。

最終的には、オーストラリアを議長国として電子作業部会を設置しステップ3として、今次部会で検討していないビタミン・ミネラルのNRVsについて検討を行うことで合意した。

<sup>5</sup> ある対象集団において測定された必要量の分布に基づき、母集団に属する98%の人が充足している量。「日本人の食事摂取基準」の「推奨量」とほぼ同義。

<sup>6</sup> FAO/WHO以外で政府又は地域当局によって支持されている機関であること、要請に応じて、1日当たりの摂取目安量に関して、独立的かつ透明性のある権威的な科学的助言を提供していること、その科学的助言が1カ国以上の政策で活用され、認められていること。



#### 議題 4：必須栄養素の食品への添加に関するコーデックス一般原則（CAC/GL 9-1987）の改訂原案（ステップ 4）

（経緯）

2011 年 11 月に開催された第 33 回部会では、一般原則の各章の目的、個々の原則について議論が行われたが、さらなる検討が必要とのことから、本議題についてはステップ 3 に差し戻された。

前回部会で討議された改訂原案の 3.1.3 章では、必須栄養素の義務的添加、任意添加のいずれについても各国事情に従うべきとの原則が示され、一般原則の対象に特殊用途食品を含めるかどうか、章によっては必須栄養素の義務的添加と任意添加を明確に書き分けるべきか等について議論が行われた。しかし、いずれの事項についても結論が得られず、引き続き検討を行っていくこととなった。また、一般原則の枠組みについても様々な議論が行われたが、いずれの事項についても結論又は合意は得られなかった。このため、原案の修正や今次部会での検討に向けて、カナダを議長国、ニュージーランドを共同議長国として電子作業部会を立ち上げ、ステップ 3 として今次部会で検討することで合意した。

本議題に関しては、今次部会会議の前に物理的作業部会を開催することになった。

（結果）

電子作業部会の議長国であるカナダから、電子作業部会で課題を特定し、今次部会前の物理的作業部会において項目ごとに検討を行った結果、いくつかの事項について解決したことが議場配布文書（CRD1）により報告された。

今次部会で更に議論した結果、いくつかの検討課題は残ったものの、大部分は合意されたことから、必須栄養素の食品への添加に関するコーデックス一般原則の改訂原案についてステップ 5 として第 37 回総会に諮ることで合意された。

#### 議題 5：乳幼児用穀物加工食品の規格基準（CODEX STAN 74-1981）に低体重児用の新規 PartB を挿入することに関する修正原案（ステップ 4）

（経緯）

本議題は、穀物を原料とした栄養補助食品についてインドが新たに「低体重乳幼児用の穀物加工食品の規格」の策定を提案したものである。

2010 年 11 月に開催された第 32 回部会では、インドの提案に対し、WHO より、途上国における低体重児には発育不全の問題もあるため、低体重の取組を単に行っても、小児の低栄養に関する世界的な問題の解決にはならないことや、穀類及び豆類だけでは低栄養の対策としては不十分であることがすでに明確に示されているとの指摘があった。また、WHO からは、今後作業を進める場合には、概念及び方法について慎重な検討を行うべきとの指摘があった。しかしながら、タイをはじめとする複数の国が本作業のコンセプトを支持し、現行規格は維持しつつ、低体重児のための新規格パート B を作成することとし、2011 年 7 月の総会において新規作業として承認された。

翌年 11 月に開催された第 33 回部会では、インドを議長国とする電子作業部会において、特に必須成分や穀類含量、エネルギー密度やたんぱく質量について十分な議論が行われたことが報告されたが、部会では十分な討議ができなかったため、2012 年 12 月開催の第 34 回部会に向けステップ 3 でコメントを回付し、検討することとなった。

しかし、第 34 回部会では、討議文書が回付されたのは部会直前であり、検討には時間が必要との意見や、低体重になるリスクのある小児向けの食品は規格のパート A で対処できるのではないかと意見が数カ国から示された。

WHO は、パート B として提案されている規格の範囲 (scope) はより明確化する必要があると指摘した。また、低体重は - 1 標準偏差 (SD) 以上か - 2 SD 以上かを問わず、発育不全 (stunting) とるいそう (wasting) が複合したものであり、発育不全とるいそうの小児に必要な食事は同一ではないと指摘した。さらに WHO は、部会作業文書 (CX/NFSDU 12/34/10) に示されている低体重リスクのある小児はある地域では全ての小児に該当し、現行規格で対処できる可能性があること、また、インドが取り組みたいのはおそらく、身長体重比が WHO の小児成長基準 (WHO child growth standards) の中央値に対し - 3 から - 2 Z スコア<sup>7</sup>の中等度急性栄養失調の小児ではないかと指摘した。

部会としては、インドを議長国、ボツワナを共同議長国として電子作業部会を立ち上げ、部会での指摘事項をもとに規格原案の改訂を行っていくこと、また、修正原案を電子作業部会に差し戻し、ステップ 3 として今次部会で議論することで合意した。

#### (結果)

WHO からは、前回部会と同様、インドは低体重の定義について誤解があり、本規格の対象に対して低体重の定義を誤用していると指摘した。また、この点について WHO は、①低体重と発育不全やるいそうは、その重症度の問題ではなく、それぞれ栄養失調の結果であること、②それらには栄養失調のタイプによる異なった指標があり、- 1 SD、- 2 SD、- 3 SD は、単に低体重や発育不全、るいそうの重症度の指標であること、③低体重は発育不全とるいそうが複合したものであり、発育不全とるいそうの小児に必要な食事は同一ではないことなどを指摘した。

さらに、WHO は、低体重の多くは発育不全に因ることから、このような小児にとってエネルギー密度の高い食事は、状態を改善せず、過体重や肥満といったさらなる栄養問題を起こしかねないとし、パート B の範囲をより明確化する必要があるとした。

多くの国が WHO の意見を支持した。あるいは作業中止の意見を表明した。

最終的には、インドを議長国とする電子的作業部会を再度設置し、作業をステップ 2/3 に差し戻し、WHO のガイダンス文書及び今次部会のコメントを検討し、電子作業部会メンバー国らの全てのコメントを考慮して新たなパート B の規格を準備するか、異なるアプローチを検討していくこととなった。さらに、パート B の範囲の設置に至らなかった場合には、次回部会において作業の中止を提案することで合意した。

### 議題 6 : フォローアップフォーミュラのコーデックス規格 (CODEX STAN 156-1987) の見直し

#### (経緯)

2010 年 11 月に開催された第 32 回部会において、ニュージーランドは、フォローアップフォーミュラに関する現行規格が策定されてから 20 年以上たち、技術的な発展だけでなく、フォローアップフォーミュラの多様化も考慮に入れて更新をする必要があることから、規

<sup>7</sup> ある観測値が平均値から標準偏差の何倍程度離れているかを示す指標。(観測値 - 平均値) ÷ 標準偏差により算出される。

格の見直し及び見直しの範囲（全面的か部分的か）について提案した。しかし、十分な討議ができなかったため、翌年開催の第33回部会で検討することとなった。なお、第33回部会では、WHOの代表より、現在の母乳代替品の販売促進に関する規格に関連して、フォローアップフォーミュラに関する作業を進めていることが示された。現行規格ではフォローアップフォーミュラの対象年齢は6ヶ月から3歳の乳児とされているが、これに関して、12ヶ月以下の乳児を対象とするインファントフォーミュラ及び乳児用特殊医療用フォーミュラの規格と対象年齢が重複している旨指摘があった。また、フォローアップフォーミュラ規格自体の要不要論も交わされた。

2012年12月に開催された前回部会では、フォローアップフォーミュラの規格が、乳幼児の栄養に関する世界勧告に照らしても、やはり必要かどうか等について検討することで合意した。

WHOは、世界保健総会（World Health Assembly: WHA）ではいわゆるフォローアップミルクのような調製乳は不要（WHA 39.28）と明確に示されている旨指摘した。このため、もし現行規格の全面的見直しの中で、6ヶ月から3歳児におけるフォローアップフォーミュラの利用実態調査も行うのであれば、WHOとしてもこの全面的見直し作業を支持する旨発言があった。

部会としては、フォローアップフォーミュラの規格の見直しに関する新規作業を進めるため、電子作業部会を立ち上げることで合意した。

#### （結果）

WHOは“Information concerning the use and marketing of follow-up formula（フォローアップフォーミュラの使用と販売に関する情報）”について報告した。また、年齢区分ごとのフォローアップフォーミュラの栄養学的必要性について、科学的レビューにより見直しがおこなわれたとしても、フォローアップフォーミュラは、すでに市場にあり、それらの製品組成や販売に関する規制又は管理は必要である旨、ただし、そのような規制等を設けることがフォローアップフォーミュラの必要性を正当化するものではない旨、紹介があった。

いくつかの参加国及びオブザーバーから、WHOの意見を支持し、フォローアップフォーミュラは必要ないとする意見が示された。一方で、フォローアップフォーミュラは既に市場にあり、製品の安全性及び品質を担保する法的枠組みの必要性や、フォローアップフォーミュラは国際的にも流通していることから、コーデックス基準の策定が適切であることを指摘する意見もあった。

最終的には、年齢区分ごとの栄養学的必要性の検証を進め、食事におけるフォローアップフォーミュラの役割を勘案しつつ、インファントフォーミュラとフォローアップフォーミュラに係る現行の製品組成基準を比較検討し、次回部会の資料を準備するため、ニュージーランドを議長国、インドネシアとフランスを共同議長国とする電子作業部会を再度立ち上げることで、また、ステップ4を維持し、次回部会において討議することで合意した。

## 議題7：食品添加物リストの改訂原案

(経緯)

インファントフォーミュラ及び乳児用特殊医療用フォーミュラの規格に含まれる食品添加物の分類について、2011年3月に開催された第43回食品添加物部会(Codex Co0mmittee on food additives:CCFA)より生理的体成分や生理的代謝物などの分類分けが提案されたことから、クエン酸塩及びリン酸塩を添加物リストに含むべきとされた(クエン酸ナトリウムとクエン酸カリウムはすでに含まれている)。スイスが添加物リストを修正の上、回付することとされていたが、実際に回付されたのは2012年12月の前回部会の直前であり、事前確認の時間がなかったことから、今次部会で検討を行うことで合意した。

スイスが作成した各添加物の要否情報を収載した討議文書は、インファントフォーミュラ及び乳児用特殊医療用フォーミュラの規格における食品添加物リストの改訂草案としてリストから除く食品添加物の提案と、FAO/WHO合同食品添加物専門家会議(FAO/WHO Joint Expert Committee on Food Additives:JECFA)に評価を依頼するリストとなっている。今次部会では、その内容について議論することになった。

(結果)

スイスは討議文書を示し、各添加物の必要性等については、ISDI(International Special Dietary Foods Industies:国際特殊用途食品産業会)からの意見が含まれており、各国からのコメントは多岐にわたり、さらなる電子作業部会での検討が必要であると指摘した。

最終的には、①乳幼児用食品への添加物の使用は、「食品添加物に関するコーデックス一般規格(General Standard for Food Additives(CODEX STAN 192-1995))」の前文の原則に則り、添加物の使用基準は技術的に必要なレベルの可能な限り最も低いレベルとすべきであること、②CODEX STAN72-1981の添加物リスト改訂原案に関して、各国コメントを十分に検討する必要があること、③乳児等用食品における添加物の技術的必要性を評価することが重要であり、評価したプロセスや関係者からの情報を考慮に入れるべきであること、④評価後、電子作業部会は、改訂したリストと今後の作業について部会に提案することとして、スイスを議長国とする電子作業部会を設置し、検討することで合意した。

## 議題8：非感染性疾患のリスクとの関連からカリウムの栄養参照量の候補値を検討するための討議文書

(経緯)

前回部会において、米国が表示を目的とした非感染性疾患のリスクに関連するカリウムの栄養参照量(NRVs for Labelling Purposes for Nutrients Associated with Risk of Diet-Related Noncommunicable Diseases:NRVs-NCD)に関する討議文書を準備し、FAO/WHO及びRASBのデータを検討することが合意された。

今次部会においては、栄養表示ガイドラインのANNEXに記載されているNRV-NCDの設定に係る一般原則にカリウムが適合するかどうか、議長国の米国が見解を示し、本部会がカリウムのNRV-NCDについて設定を検討するための新たな作業に着手するかどうか、また電子作業部会において議論をするのかについて検討することになった。

(結果)

米国より新規作業のプロジェクトドキュメントが示され、我が国が先ず賛同した。多くの国から支持表明があり、第 37 回総会に新規作業を提案すること、また、第 37 回総会の承認を前提として、米国を議長国、チリを共同議長国とした電子作業部会を設置することで合意した。

## 議題 9：育種選別による栄養強化に関する討議文書

(経緯)

前回部会において、国際食糧政策研究所 (International Food Policy Research Institute: IFPRI) は伝統的育種法による作物の栄養強化に関するプレゼンを行い、今次部会用の討議文書を用意する旨提案した。

部会ではこの提案を支持する意見があった一方で、討議文書の目的を問う発言や、新規作業とすること自体に否定的な意見もあった。結果的に、カナダは IFPRI と協同して討議文書の目的を明確化していくことを提案し、部会で承認された。

また、昨年 5 月に開催された第 41 回食品表示部会 (CCFL) において、育種選別により栄養強化された作物に由来する食品の表示に関する議論が行われ、既存のコーデックスガイドラインには微量栄養素の含有量に係る「高い旨の表示」に関する基準は用意されているが、「Biofortification」に関する定義は存在せず、育種選別により栄養強化された原材料を含む加工食品等にあっては、その食品の特長を表示として表現することが難しいこと、IFPRI が本部会に向け討議文書を準備すること、「Biofortification」に関する定義の策定を本部会に依頼することが合意された。

今次部会では、「Biofortification」及び「Biofortification 作物」の定義と食品表示の基準設定等に関して議論することになった。

(結果)

IFPRI から示された討議文書に関して、作業の重要性を支持する意見が多く、最終的に部会としては、ジンバブエ及び南アフリカが次回部会での検討を行うために、「Biofortification」の定義についての討議文書及びプロジェクトドキュメントを作成することで合意した。

## 議題 10：その他の事項及び今後の作業

ベルギーは “Standard for Foods for Special Dietary Use for Persons Intolerant to Gluten (CODEX STAN118-1981) (グルテン不耐症の人向け特殊用途食品の使用に関する規格)” にある麦の商品名 “kamut” (カムート) を一般名 “khorasan wheat” (コラサン麦) に変更したい旨提案した。

しかし、本提案については部会の合意が得られなかった。

## 議題 11：次回会合の日程及び開催地

第 36 回部会は、2014 年 11 月 24 日から 11 月 28 日に、インドネシアのバリ島にて開催される予定である。

(参考)

栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
コーデックス栄養表示ガイドラインにおける表示を目的とした栄養参照量の追加／改訂原案(たんぱく質)	採択	第 37 回総会
必須栄養素の食品への添加に関するコーデックス一般原則 (CAC/GL-9)	5	第 37 回総会
フォローアップフォーミュラのコーデックス規格 (CODEX STAN156-1987)	4	電子作業部会 (議長国：ニュージーランド、共同議長国：フランス、インドネシア) 第 36 回 CCNFSDU
コーデックス栄養表示ガイドラインにおける表示を目的とした栄養参照量の追加／改訂原案(たんぱく質以外)	2/3	電子作業部会 (議長国：オーストラリア) 第 36 回 CCNFSDU
乳幼児用穀物加工食品の規格基準に低体重児用の新規パート B を挿入することに関する修正原案	2/3	電子作業部会 (議長国：インド) 第 36 回 CCNFSDU
非感染性疾患のリスクに関連するカリウムの栄養参照量の候補値	1/2/3	第 37 回総会 電子作業部会 (議長国：米国、共同議長国：チリ) 第 36 回 CCNFSDU
食品添加物リストの改訂原案	-	スイス 第 36 回 CCNFSDU
育種選別による栄養強化に関する討議文書/プロジェクトドキュメント	-	ジンバブエ／南アフリカ 第 36 回 CCNFSDU

## FAO/WHO 合同食品規格計画 第 45 回食品衛生部会 (CCFH)

日時：2013 年 11 月 11 日（月）～11 月 15 日（金）

場所：ハノイ（ベトナム）

### 議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会・特別部会からの付託事項
3(a)	FAO/WHO 合同微生物学的リスク評価専門家会議（JEMRA）からの経過報告及び関連事項
(b)	国際獣疫事務局（OIE）からの情報
(c)	国際標準化機構（ISO）からの情報
4	食肉における人畜共通感染症を起こす特定寄生虫（ <i>Trichinella</i> spp. 及び <i>Cysticercus bovis</i> ）の管理のためのガイドライン原案（ステップ 4）
5	スパイス及び乾燥芳香性ハーブに関する衛生実施規範の改定原案（ステップ 4）
6	水分含量が低い食品の衛生実施規範原案（ステップ 4）
7	寄生虫の発生及び管理に関する討議文書
8	生鮮果実・野菜に関する衛生実施規範の改正の必要性に関する討議文書
9(a)	食品衛生部会（CCFH）における作業の優先順位
9(b)	新規作業
10	次回会合の日程及び開催地
11	報告書の採択

## 第 45 回食品衛生部会 (CCFH) 概要

### 1. 日時及び開催場所

日時：平成 2013 年 11 月 11 日（月）～11 月 15 日（金）

場所：ハノイ（ベトナム）

### 2. 参加国及び国際機関

73 加盟国、1 加盟機関 (EU)、16 国際機関 合計 239 人

### 3. 我が国からの出席者

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課食品監視分析官	加地 祥文
厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課水産安全係	川越 匡洋
農林水産省消費・安全局消費・安全政策課リスク管理専門官	佐々木 貴正
農林水産省消費・安全局消費・安全政策課企画官	五島 朋子
内閣府食品安全委員会事務局評価課上席評価調整官	前田 光哉
山口大学共同獣医学部病態制御学講座教授	豊福 肇

### 4. 概要

#### 議題 4. 食肉における人畜共通感染症を起こす特定寄生虫 (*Trichinella* spp.<sup>1</sup>及び *Cysticercus bovis*<sup>2</sup>) の管理のためのガイドライン原案 (ステップ 4)

(経緯)

第 42 回会合で新規作業が合意された議題である。前回 (第 44 回) 会合では、トリヒナに関する国際獣疫事務局 (OIE) の陸生動物衛生規約 (陸生コード) の作業待ち等のため、文書本体の詳細な検討は行われず、トリヒナ (*Trichinella* spp.) の文書と牛の無鉤囊虫 (*Cysticercus bovis*) の文書の策定は並行して進めることされ、原案についてはステップ 2 に差し戻された。その後、2013 年の電子作業部会 (議長国：EU 及びニュージーランド) において、OIE の陸生コード改訂作業の進展等を踏まえガイドライン原案が作成された。また、FAO/WHO は現在、トリヒナ及び牛の無鉤囊虫のリスクに基づく管理措置例 (シナリオ) に関する報告書を作成しており、公表は 2014 年 1 月になる予定である。

なお、OIE の陸生コードについては、2013 年 5 月に開催された第 81 回 OIE 総会において、豚肉の輸入時の要件として、①トリヒナ汚染のないコンパートメント<sup>3</sup>の豚由来であること、

<sup>1</sup>旋毛虫 (*Trichinella* spp.) は線虫の一種でヒトでは大量の幼虫の侵入を受けた際に発症。感染初期は胃腸炎症状、1～2 週間で呼吸器症状、筋肉痛等。重度の感染では死亡もあり。自然界で生活しないので伝播は肉食による。世界各国で発生している。(獣医公衆衛生学 学窓社)

<sup>2</sup>無鉤条虫 (むこうじょうちゅう、学名：*Taenia saginata*) は、幼虫である無鉤囊虫 *Cysticercus bovis* 寄生の牛肉を食べることで感染し、無症状のこともあるが食欲不振、腹痛を起こす場合があり、世界的に分布している。(獣医公衆衛生学第 3 版 文永堂出版)

<sup>3</sup>共通の衛生管理が行われ、特定の疾病に対する衛生状態が他と明確に区分されている 1 つ又は複数の施設。



②トリヒナの検査陰性の豚由来であること、又は③コーデックスの基準（検討中）に基づいたトリヒナの不活化がなされていること、のいずれかを満たす必要があるとする基準案が承認されている。

（結果）

ステップ3でガイドライン原案に対し提出されたコメント並びに本部会の開催直前に開催された物理的作業部会及び会期中作業部会の結果を踏まえて議長国が作成した修正原案を基に、詳細な議論が行われた。

トリヒナの文書について、主な議論の結果は以下の通り。

- と畜後の管理措置の例として、冷凍や加熱処理等のほかに塩漬法(Curing)も記載すべきかどうか議論された。冷凍や加熱処理等すでに妥当性確認されている管理措置と区別するため、塩漬法によるトリヒナ不活化は国際トリヒナ症委員会（ICT）の推奨事項に従う旨の一文をセクション7.2「と殺後の管理措置の有用性」に記載することとなった。更に、現在、ICTが妥当性確認された塩漬法の検討を行っている旨の脚注を付し、セクション7.2.4「塩漬法」は削除することで合意された。
- セクション7.3「リスクに基づく管理措置の選定」において、“無視できるリスク”の達成要件と維持要件を区別するため、達成要件についてはOIEの陸生コード(8.14.4章)を参照し、その際の公衆衛生上の保護レベル<sup>4</sup>はFAO/WHOの報告書を参照できることを明記するとともに、維持要件についてはセクション9「モニタリングと見直し」に記載することで合意された。また、セクション7.3において、OIEの陸生コードに基づき達成する“無視できるリスク”と公衆衛生上の保護レベルとの関係について言及されているため、他のセクションにおける“無視できるリスク”の説明は削除された。
- “無視できるリスク”の維持要件について議論され、飼養頭数の少ない農場でのトリヒナの管理や、本原案の柔軟性の確保に配慮し、以下の4つの要件のいずれかを満たすことで合意された。
  - (a) OIEの陸生コードで示された農場の査察体制を満たしていること
  - (b) 豚100万頭に1頭未満の感染を95%以上の信頼性をもって確認できると畜検査を実施していること
  - (c) 公衆衛生上、(b)と同等のレベルを確認できると畜検査を実施していること
  - (d) 農場の査察体制と畜検査の組み合わせにより、公衆衛生上、(b)と同等のレベルを確保できること
- FAO/WHOに、“無視できるリスク”の維持要件の選択に役立つシナリオ等についても報告書に掲載するよう要請することで合意された。

牛の無鉤囊虫の文書については、OIEに合わせた“群(Herd)”の定義の修正、WHOの推奨に合わせた加熱処理の温度条件の修正等が行われた。また、牛の感染率を定量的にパラメーターで示すことができないため、文書全体を通じ、“low”及び“high”という定性的な表現を用いることで合意された。

その他、所要の文言の追加・修正等を行った上で、本ガイドライン原案についてはステップ5/8で次回総会に諮ることが合意された。ただし、トリヒナの文書については、ラテ

<sup>4</sup> 100万回の喫食機会でのトリヒナ汚染食肉の割合など

ンアメリカの数ヶ国が判断を留保した。その理由は、①原案の内容(セクション7.3及び9)について、部会直前の物理的作業部会及び会期中作業部会において科学的判断が必要な修正が行われ、その修正の科学的根拠について母国の専門家と協議できなかったこと、②修正は文献(L. Alban *et al.* / Preventive Veterinary Medicine 99 (2011) 148-160)及びFAO/WHOが行ったリスク評価に基づいており、これらについて母国の専門家が検討していないこと、③原案の脚注で引用されているFAO/WHOの報告書(無視できるリスクのコンパートメントを確立したときに達成できる公衆衛生上の保護のレベルの説明)を、部会開催中にFAO/WHOのウェブサイトから閲覧できなかったこと、の3点であった。

#### **議題5. スパイス及び乾燥芳香性ハーブに関する衛生実施規範の改訂原案(ステップ4)**

(経緯)

第43回会合において、米国が新規作業の提案を行い、2012年第35回総会において新規作業として採択された議題である。前回(第44回)会合の決定に伴い設置された電子作業部会(議長国:米国及びインド)において、各国からのコメントを反映した改訂原案が作成された。

(結果)

本部会において、ステップ3で改訂原案に対し提出されたコメントを踏まえて議長国が作成した修正原案に基づき、セクション毎に議論が行われた。主な議論の結果は以下の通り。

- 「official agency having jurisdiction」を「competent authorities」に修正することとした。
- セクション3.2.1.4「農業生産用化学薬品」については、農業従事者は、competent authority(規制当局)によって認められた手順に従って農薬を使用するべきであるという文言が追加されることとなった。
- セクション5.7「文書の活用と記録」については、日本等からの主張も考慮され、原案の通り、記録事項の内容について例示されることとなった。
- 附属文書1「スパイス及び乾燥芳香性ハーブのための微生物規準」については、サルモネラ属菌の規準に関するFAO/WHO専門家会議のリスク評価の報告書が未着であるため、削除されることとなった。なお、サルモネラ属菌の規準については、当該報告書を待って、当該衛生実施規範の附属文書とするか、議題6「水分含量が低い食品の衛生実施規範」に含めるか検討されることとなった。

その他、所要の文言の追加・修正等を行った上で、本原案についてはステップ5/8で次回総会に諮ることが合意された。

#### **議題6. 水分含量が低い食品の衛生実施規範原案(ステップ4)**

(経緯)

前回(第44回)会合で新規作業の開始が合意され、2013年第36回総会で新規作業として採択されたものである。2013年に設置された電子作業部会(議長国:カナダ及び米国)において、乾燥果実及び野菜、乾燥ココナッツ、ナッツ類など個別の製品毎に策定されている衛生実施規範について、水分含量が低い食品(Low Moisture Food, LMF)として1つ

のカテゴリにまとめて共通部分を整理をすることを目的として、衛生実施規範の原案が作成された。なお、前回会合では FAO/WHO に対して以下に関する科学的助言を求めており、その報告書の公表は 2014 年第 3 四半期になる予定。

- LMF のうち、優先順位及び関連する微生物学的ハザード検討
- 特定された食品に関連する微生物学的ハザードに対するリスク管理措置  
(結果)

電子作業部会から、更なる議論が必要な項目について提案があり、本部会ではこれらの論点について議論された。議論の結果は以下のとおり。

- 本原案と、個別の製品毎に策定された衛生実施規範の位置付けについて議論された。本原案は LMF (水分活性 0.85 以下) 全体をカバーする一般的な規定を示すものとし、個別製品の衛生実施規範については、FAO/WHO からの科学的助言を考慮しつつ、必要に応じて本原案の付属文書とすることで合意された。
- 本原案の対象食品に茶、乾燥食肉及び乾燥魚介類製品を含めるか否かについて議論された。

茶については、我が国から、FAO/WHO からの科学的助言に基づいて対象食品を決めるべきと発言したが、消費までの過程にサルモネラ属菌を不活化できるステップがない場合がある等の理由により、本原案の対象食品に含むとともに、LMF の優先順位及び関連するハザード検討の対象になっていなかった茶を対象に追加するよう FAO/WHO に要請することとなった。

一方、乾燥食肉及び乾燥魚介類製品を科学的助言の対象に追加するのは限られた時間内では困難であるとの発言が FAO からあり、これらの製品は本原案の対象には含まないことで合意された。
- LMF のための微生物規準に関する付属文書並びに LMF 製造エリアにおけるサルモネラ属菌及び他の腸内細菌科に対する環境モニタリングプログラム作成のためのガイダンスに関する付属文書については、FAO/WHO の科学的助言を待って検討することで合意された。
- FAO/WHO が LMF の優先順位付け (レベル 1~3) を行う際の基準について、カナダから以下の提案があり、了承された。
  - 特定の食品中の病原菌の汚染率
  - 特定の病原菌の挙動及び生理的機能に関する専門的な知識により推定される用量反応関係
  - 疾病の発生頻度及び重篤性
  - 生産の規模及び対象
  - 生産チェーン及び業界の多様性及び複雑性
  - フードチェーンを通じて病原菌が増殖する可能性
  - 病原菌の制御の可能性
  - 国際貿易の範囲及び経済的な影響

本原案についてはステップ 2 に差し戻し、電子作業部会 (議長国：カナダ及び米国) で原案を再検討した後、ステップ 3 で各国にコメントを求め、次回部会の直前に物理的作業部会を開催し議論することで合意された。

## **議題 7. 寄生虫の発生及び管理に関する討議文書**

(経緯)

前回(第44回)会合でオーストラリアを議長国とする電子作業部会が討議文書を作成することとされた。討議文書では、①寄生虫の管理について一般衛生実施規範として作成するか、あるいは既存の食品毎の衛生実施規範に組み込むか検討、②各国で用いる寄生虫の優先順位付けのための規準に関する追加のガイダンスを作成するか検討、③適切な新規作業のための計画文書を添付することが提案された。

(結果)

議題9(b)新規作業内で議論することとされた。

## **議題 8. 生鮮果実・野菜に関する衛生実施規範の改正の必要性に関する討議文書**

(経緯)

前回(第44回)会合において、生鮮果実・野菜に関する衛生実施規範の本文書及び付属書の改訂提案が了承され、議長国であるブラジルが重複や不要な文章の削除、規範に欠けている規定の特定作業を行うこととされた。本文書と3つの付属文書(葉物野菜、メロン、ベリー類)の比較検討を行った討議文書が付属文書1として提示され、セクション番号やタイトルの不整合について付属文書2として提示された。

(結果)

ブラジルから討議文書に基づき説明があった。ブラジルの討議文書は本文書及び3つの付属文書(葉物野菜、メロン、ベリー類)の比較表であり、具体的な修正案は示されなかった。本文書及び付属文書の重複を取り除き、章番号等を整えるだけであれば、新規作業に当たらないとの見解が議長及びコーデックス事務局から示された。そこで、議長より、統合された文書案を確認し、追加の変更点を検討するための電子作業部会を設置してはどうかと提案があった。討議の結果、各国は議長の提案を支持し、電子作業部会(議長国:ブラジル及びフランス)を設置し、もし内容的な修正を行う必要があれば新規作業のプロジェクト文書についても電子作業部会で準備することで合意された。

## **議題 9. その他の事項及び今後の作業**

### **(a) CCFH における作業の優先順位**

(経緯)

前回(第44回)会合で、オーストラリアが、過去の新規作業提案で優先順位が低いとされた案件の取扱い、新規作業提案の優先リストの策定及び優先順位を決める際の規準について整理した討議文書を準備することとされた。

(結果)

本部会の前日に開催された物理的作業部会(議長国:ベトナム)の修正案の通り、「criteria」(規準)及び「weighting value」(重要度)に照らし、作業の必要性に優先順位をつけて判断することが適当であると結論付けられた。

次回会合における新規作業の議題の進め方については、ペルー及び米国がCCFHにおける作業の優先順位について検討することとなった。

## (b) 新規作業

作業の優先順位に基づき、「牛肉及び豚肉における非チフス性サルモネラ属菌の管理ガイドライン」及び「食品媒介寄生虫の管理を行うための食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン」の2件が新規作業として提案され、いずれも新規作業として次回総会に承認を求めることとされた。

- 「牛肉及び豚肉における非チフス性サルモネラ属菌の管理ガイドライン」については、米国により新規作業として提案され、次回会合に向けて米国とデンマークが共同議長国となり電子作業部会を開催し、OIEの協力を得ながら原案を作成することとされた。また、日本から、腸管出血性大腸菌(VTEC)等の他の食中毒菌についても、本提案の対象に含める検討をすべき旨主張したが、対象微生物を広げると、データ収集・解析等で作業が遅れるため、サルモネラ属菌に絞って作業を進めることとなった。なお、牛肉におけるVTECの管理ガイドラインについては、次回以降、新規作業の必要性を認識した国がプロジェクト文書を作成し、優先順位を検討する作業部会において検討されることとなった。
- 「食品媒介寄生虫の管理を行うための食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン」については、オーストラリアを議長国とする電子作業部会が討議文書を作成したが、作業部会の議長を続けるのが困難である報告があり、日本に対して議長国として対応してもらいたい旨要請があった。結果、次回会合に向けて、日本とカナダが共同議長国となり、2014年の第2四半期(5月又は6月)に日本において物理的作業部会(英語のみ)を開催することとなった。その後、電子作業部会(英語のみ)にて各国からの意見を反映し、次回会合の直前に物理的作業部会(3か国語)を開催することとされた。

なお、議題3(FAO、WHO及び他の国際政府間機関から提起された事項)において、FAOより、2013年10月8～10日にローマで開催された「微生物規準に関する数学的・統計学的観点から科学的アドバイスを提供するための専門家会合」の概要が報告され、最終的な報告書は2014年半ばに公表される旨説明があった。日本は、この報告書の内容を検討し、CCFHとして附属文書の作成を続けるか、またその場合の附属文書の構造と内容について検討する電子作業部会(英語のみ)の設置を提案し、日本とフィンランドが共同議長国として運営していくことが承認された。

## **議題 10. 次回会合の日程及び開催地**

次回 CCFH 会合は2014年11月17～21日にリマ(ペルー)で開催される予定。

(参考)

食品衛生部会（CCFH）の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
微生物学的リスク評価の実施に関する原則及びガイドライン	—	第 37 回総会
食肉における人畜共通感染症を起こす特定寄生虫 ( <i>Trichinella</i> spp. 及び <i>Cysticercus bovis</i> ) の管理のためのガイドライン原案	5/8	第 37 回総会
スパイス及び乾燥芳香性ハーブに関する衛生実施規範の改訂原案	5/8	第 37 回総会
食品中の微生物規準 (MC) の設定と適用に関する原則及びガイドラインの統計的及び数学的事項に関する付属文書	2/3	電子作業部会 (議長国: 日本/フィンランド) 第 46 回 CCFH
水分含量が低い食品の衛生実施規範原案	2/3	電子作業部会 (議長国: カナダ/米国) 物理的作業部会 (議長国: カナダ/米国) 第 46 回 CCFH
牛肉及び豚肉における非チフス性サルモネラ属菌の管理ガイドライン	1/2/3	第 37 回総会 電子作業部会 (議長国: 米国/デンマーク) 第 46 回 CCFH
食品媒介寄生虫の管理を行うための食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン	1/2/3	第 37 回総会 物理的作業部会 (議長国: 日本/カナダ) 電子作業部会 (議長国: 日本/カナダ) 物理的作業部会 (議長国: 日本/カナダ) 第 46 回 CCFH
新規作業の提案/将来の作業計画	—	物理的作業部会 (議長国: 米国/ペルー) 第 46 回 CCFH
生鮮果実・野菜に関する衛生実施規範の改正の必要性に関する討議文書	—	電子作業部会 (議長国: ブラジル/フランス) 第 46 回 CCFH

FAO/WHO 合同食品規格計画  
第 1 回スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH)

日時：2014 年 2 月 11 日（火）～ 2 月 14 日（金）  
場所：コチ（インド）

## 仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会・特別部会からの付託事項
3	スパイス・料理用ハーブ部会における作業に関する他の国際機関の活動
4	スパイス・料理用ハーブ部会における作業管理の枠組み
5	作業の優先順位付けに関するメカニズム
6	新規作業提案
7	その他の事項及び今後の作業
8	次回会合の日程と開催地
9	報告書の採択

## 第1回スパイス・料理用ハーブ部会（CCSCH）の主な検討議題

日時：2014年2月11日（火）～2月14日（金）

場所：コチ（インド）

### 主要議題の検討内容

#### 仮議題1 議題の採択【既着】

事前に送付される仮議題の是非を求めるものである。適宜対応したい。

#### 仮議題2 コーデックス総会及びその他の部会・特別部会からの付託事項

第36回総会（2013年）で決定されたスパイス・料理用ハーブ部会（CCSCH）に関する事項、第45回食品衛生部会（CCFH）でステップ5/8で採択された「スパイス及び乾燥芳香性ハーブに関する衛生実施規範改正案」に関する事項及び第45回食品添加物部会（CCFA）において修正された「個別食品規格の食品添加物条項とGSFAの関連条項の整合をとるためのディンジョンツリーの適用」について、コーデックス事務局より説明される予定。適宜対応したい。

#### 仮議題3 スパイス・料理用ハーブ部会における作業に関する他の国際機関の活動

スパイス・料理用ハーブの規格等の策定を行っている他の国際機関の活動状況等について、欧州香辛料協会（ESA）、国際香辛料貿易協会（仮訳）（International Organization of Spice Trade Association, IOSTA）、国際標準化機構食品専門委員会スパイス、ハーブ及び香味調味料分科委員会（ISO/TC34/SC7）、国際貿易センター（ITC）、国際胡椒共同体（仮訳）（International Pepper Community, IPC）及び国際連合食糧農業機関/世界保健機関（FAO/WHO）より説明される予定。適宜対応したい。

#### 仮議題4 スパイス・料理用ハーブ部会における作業管理の枠組み

（経緯）

第36回総会（2013年）において、第1回CCSCHで作業管理の枠組みについて検討することが合意されたことに基づき、検討が行われる。

（対処方針）

各国からの意見を聴取しつつ、適宜対応したい。

特に、議長国提案のパラ13の一般規格における品目のグルーピングに関し、予想されるスパイス・料理用ハーブの個別品目の国際規格は多様であり、提案されたカテゴリーの各グループにおける共通する特質はそれほど多くはないと考えられることから、グループごとに一般規格を策定するよりは、個別品目毎の規格策定に注力するよう提案したい。

#### 仮議題5 作業の優先順位付けに関するメカニズム

（経緯）

第36回総会（2013年）において、第1回CCSCHで作業の優先順位付けに関するメカニズムについて検討することが合意されたことに基づき、検討が行われる。



(対処方針)

各国からの意見を聴取しつつ、適宜対応したい。

特に、議長国提案の個別品目のスコア付け及びランク付けに関する規準に関し、コーデックス手続きマニュアルに掲載されている、作業の優先度を定めるためのクライテリア及び同クライテリアの適用のためのガイドラインに従って修正するべきであることを提案したい。

また、作業の優先順位の検討に関しては、過去に他の個別食品部会（第25回加工果実・野菜部会(2010)、第16回生鮮果実・野菜部会(2011)）で議論があった旨言及したい。

## 仮議題6 新規作業提案

(経緯)

第36回総会（2013年）において、第1回CCSCHで新規作業提案について検討することが合意されたことに基づき、検討が行われる。

アルゼンチンからパプリカとオレガノの規格、インドからタイム、クミン、ローズマリー、胡椒の規格、米国から黒胡椒・白胡椒及び緑胡椒などの規格の策定に関する新規作業提案が提出されている。

(対処方針)

各提案国から提出された新規作業提案が、コーデックス手続きマニュアルに掲載されている、作業の優先度を定めるためのクライテリア及び同クライテリアの適用のためのガイドラインに沿ったものであるか、また、その記載内容が新たな規格を策定する必要性・妥当性を説明するものであるかを確認し、仮議題4及び5での議論を踏まえつつ当該品目の我が国における生産及び貿易に支障が生じないように、適宜対応したい。

## 仮議題7 その他の事項及び今後の作業

適宜対応したい。

## 仮議題8 次回会合の日程と開催地

適宜対応したい。

## 仮議題9 報告書の採択

本部会における我が国の発言等が報告書に適切に反映されるように努めるとともに、上記を踏まえ、適宜対応したい。

FAO/WHO 合同食品規格計画  
第 33 回魚類・水産製品部会 (CCFFP)

日時：2014 年 2 月 17 日（月）～2 月 21 日（金）

場所：ベルゲン（ノルウェー）

仮議題

1	議題の採択
2(a)	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
2(b)	FAO/WHO から提起された事項
2(c)	OIE から提起された事項
3	生及び活二枚貝の規格におけるバイオトキシンの参照法及び確認法の性能基準原案（ステップ 7）
4	くん製魚、風味付けされたくん製魚、乾燥くん製魚製品の規格案 食品添加物のセクション（ステップ 7）
5	急速冷凍ホタテ貝柱の規格原案（ステップ 7）
6	魚類及び水産製品に関する実施規範原案（ホタテ貝のセクション） （ステップ 4）
7	魚類及び水産製品に関する実施規範原案（チョウザメキャビアのセクション） （ステップ 4）
8	魚類及び水産製品に関する実施規範原案（フィッシュソースのセクション） （ステップ 4）
9	魚類及び水産製品に関する規格における食品添加物条項案（既に合意された規格について）
10	ヒスタミンに関する討議文書
11	窒素係数に関する討議文書

12	魚類及び水産製品に関する実施規範原案の討議文書（最終製品に対する任意の要求に関する別添について）
13	次回会合の日程及び開催地
14	報告書の採択

## 第 33 回魚類・水産製品部会 (CCFFP) の主な検討議題

日時：2014 年 2 月 17 日（月）～2 月 21 日（金）

場所：ベルゲン（ノルウェー）

### 主要議題の検討内容

#### 議題 1. 議題の採択

事前に送付されている仮議題案の是非を求めるものであるが、特段の異論は無いことから、仮議題の採択を支持する立場で適宜対応したい。

#### 議題 2(a). コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

総会及び他部会からの付託事項についてコーデックス事務局より報告される予定であるところ、報告を聴取し、適宜対応することとしたい。

#### 議題 2(b). FAO/WHO から提起された事項

ヒスタミンのサンプリングツール、二枚貝のビブリオ属菌に関するワークショップの開催実績、シガテラによる食中毒に関して海洋学委員会 (IOC) との協力及び二枚貝の衛生管理に関するガイドラインの検討について報告される予定である。報告を聴取し、適宜対応することとしたい。

#### 議題 2(c). 国際獣疫事務局 (OIE) から提起された事項

OIE とコーデックスの協調の取組、水生動物衛生規約の改正内容等が報告される予定であるところ、報告を聴取し、適宜対応することとしたい。

### 議題 3. 生及び活二枚貝の規格におけるバイオトキシンの参照法及び確認法の性能基準原案 (ステップ 7)

(経緯)

第 30 回部会 (2009 年) 以降、生及び活二枚貝の規格に含めるバイオトキシンの検査法の Performance criteria (性能基準) について検討がなされている。前回部会 (2012 年) で会期内作業部会 (議長国：米国) を設置して議論した結果、機器分析法以外にも、多くの国で用いられている麻痺性貝毒を対象としたマウスバイオアッセイ (MBA) 法も含まれるよう性能基準原案が作成された。本案は昨年 7 月に開催された第 36 回総会で承認され (ステップ 5)、今次部会で引き続き議論される予定である。

一方、前回部会では、性能基準原案について、分析・サンプリング法部会 (CCMAS) に承認を求めることが合意されていたが、CCMAS では、性能基準の適用対象 (各毒成分又は総毒量のどちらに適用するか等) についての検討を求めるとともに、①MBA 法は現在のコーデックスにおける分析法では Type I に位置づけられることから、Type I の分析法はクライテリア化できないこと、②コーデックスにおける分析法の分類システム上、Type I 分析

法がある場合は Type II や Type III の分析法を同時に承認することはできないことが指摘され、議論の結果、CCFFP から提案された性能基準案は承認しないこととされた。

(対処方針)

次回 CCMAS において、貝毒を含むマリンバイオトキシンやダイオキシン、PCB など、分析対象成分が複数存在し、総毒量を算出する場合についてのクライテリアアプローチの適用について一般論として議論すること、また Type I 分析法へのクライテリアアプローチの拡大について一般論として議論することが合意されていることから、CCMAS の結果を待って議論を再開することを提案したい。仮に性能基準案について議論が進む場合には、我が国における検査体制に適合する基準案となるよう適宜対処したい。

#### **議題 4. くん製魚、風味付けされたくん製魚、乾燥くん製魚製品の規格案 食品添加物のセクション (ステップ 7)**

昨年 7 月の第 36 回総会において規格は採択されたが、一部の添加物について、さらに検討が必要であるとして継続協議となっていた。製造実態を反映した適切な規格となるよう適宜対応したい。

#### **議題 5. 急速冷凍ホタテ貝柱の規格原案 (ステップ 7)**

(経緯)

前回部会 (2012 年) で、「製品に求められる品質について定めた規定 (3.1、3.2 及び 3.3) を満たしていることを確認するための科学的な基準を各国が定めることができる。輸出国が輸出されるホタテについて科学的な情報を有している場合には、輸入国が定めた基準について種ごとに検討することを求めることができる」とする記述に関して、このような二国間の問題について規定できるかどうかについては、他のコーデックス規格にも影響を与える問題であることから、食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) に意見を求めることとなっていた。また、許容される寄生虫についても意見が収束しなかった。

(対処方針)

CCFICS からは、「食品輸入管理システムのためのガイドライン (CAC/GL 47-2003)」に、輸出入国間の情報交換に関する記述が紹介されている。記述に定められているのは、情報の「共有」であり、「相手国への検討の要求」までは含まれていないとも取れるが、検討されている当該規定が、ホタテ貝柱の水分含量に個体差が大きいことへの解決策として長い議論の末に作成されたことを踏まえて、前回部会で作成された案を支持することとしたい。また、寄生虫に関しては、実効性のある規格となるように適宜対応したい。

#### **議題 6. 魚類及び水産製品に関する実施規範原案 (ホタテ貝のセクション) (ステップ 4)**

(経緯)

前回部会 (2012 年) 前に物理的作業部会 (議長国: カナダ) を開催して検討が行われ、一定の進展があったが、更なる議論が必要であるとされた。閉会期間中に同じくカナダを議長国とする電子作業部会を立ち上げて議論を行い、原案の修正を行うこととなった。今次部会では、電子作業部会からの報告を踏まえて議論が行われる予定である。

(対処方針)

各国のホタテ漁業及びホタテ加工業の実態を反映した規格となること、また、規格と実施規範に齟齬が生じないように適宜対応したい。

#### 議題 7. 魚類及び水産製品に関する実施規範原案 (チョウザメキャビアのセクション)

(ステップ 4)

(経緯)

第 30 回部会 (2009 年) でチョウザメキャビアの規格が作成されたことを踏まえて、魚類及び水産製品の実施規範の一部としてチョウザメキャビアの実施規範を作成する新規作業を開始することをイランが提案し、作業が開始された。

(対処方針)

既存のチョウザメキャビアの規格と実施規範に齟齬がないようにするとともに、科学的に適切かつ実効性のある規範となるよう適宜対応したい。

#### 議題 8. 魚類及び水産製品に関する実施規範原案 (フィッシュソースのセクション)

(ステップ 4)

(経緯)

第 31 回部会 (2011 年) でフィッシュソースの規格が作成されたことを踏まえて、魚類及び水産製品の実施規範の一部としてフィッシュソースの実施規範を作成する新規作業を開始することをタイ及びベトナムが提案し、第 36 回総会で新規作業として承認された。

(対処方針)

既存のフィッシュソースの規格と実施規範に齟齬がないようにするとともに、科学的に適切かつ実効性のある規範となるよう適宜対応したい。

#### 議題 9. 魚類及び水産製品に関する規格における食品添加物条項案 (既に合意された規格について)

(経緯)

魚類及び水産製品に関する既存の規格中で定められている食品添加物の規定を、食品添加物のコーデックス一般規格 (GSFA) に統一することについて、前回部会 (2012 年) 会期中の物理的作業部会及び閉会期間中の電子作業部会 (議長国: EU、米国) で検討が行われていた。

(対処方針)

既存の魚類及び水産製品に関する規格に含まれる全ての食品添加物に関する規格は、GSFA と整合を取った上で、最終的には GSFA に統一することが望ましいと考えることから、統一に向けた必要な作業について適宜対応することとしたい。なお、既存規格と GSFA との整合をとる作業の中で、新たな食品添加物の追加提案については、安全性だけでなく、当該製品への必要性についても十分に検討した上で対応することとしたい。

#### 議題 10. ヒスタミンに関する討議文書

(経緯)

第 31 回部会 (2011 年) で、ヒスタミンの公衆衛生上のリスクを検討する必要があるこ

とから、電子作業部会（議長国：日本、米国）を設置し、FAO/WHO の専門家会合での見解を踏まえて討議文書を作成することとなっていた。しかし、専門家会合の開催が遅い時期になり、予定していた電子作業部会が開催できなかったことから、前回部会（2012年）では、新たに電子作業部会（議長国：日本、米国）を設置し、①専門家会合の結果をどのように魚類及び水産製品の実施規範に反映するか検討、②FAO/WHO に新たに助言を求める必要がある事項の検討、③専門家会合の報告書で明確化が必要なところを確認、④ヒスタミンの衛生基準及びそれに関係するサンプリングプランの提案、⑤専門家会合の報告書に対するCCFHの見解を検討、について作業することとされた。

電子作業部会における主な論点は、ヒスタミンの基準値（不確実係数（Uncertainty Factor）に関する検討を含む）、サンプリングプラン、喫食量等に応じた製品ごとの基準値、ヒスタミンの管理ガイドライン及びヒスタミン食中毒の原因となるリスクが高い魚種リストであった。今次部会では、各論点について議論がなされるとともに、今後どのように作業を進めるか検討される予定である。

（対処方針）

ヒスタミンは、適正衛生規範（GHP）や危害分析重要管理点（HACCP）の実施により、容易にコントロール可能であることを考慮し、適宜対応したい。なお、ヒスタミンの管理ガイドラインの作成作業を進めることが提案された場合は、支持することとしたい。

#### **議題 11. 窒素係数に関する討議文書**

前回部会において、フィッシュスティック規格で定められている窒素係数について、その有用性についてレビューするための討議文書を米国、英国及びニュージーランドを中心として作成することが合意された。連絡協議会用資料作成時点において文書未着であるが、報告を聴取の上、適宜対応することとしたい。

#### **議題 12. 魚類及び水産製品に関する実施規範原案の討議文書（最終製品に対する任意の要求に関する別添について）**

（経緯）

第 22 回部会（1996 年）において、魚類及び水産製品に関する規格のうち、消費者の保護とは直接関係のない規格について、「魚類及び水産製品に関する実施規範」としてまとめることが合意された。その中で、特に最終製品の品質に関する結果については、実施規範の任意（optional）の別添として取りまとめることとされていた。今次部会では、事務局が用意した実施規範別添の案について議論される予定である。

（対処方針）

今次部会では、別添の内容だけでなく、品質に関する任意の別添の必要性自体についても検討される予定である。コーデックス規格及びその関連文書は、消費者の保護に直接関係のあるものに焦点を絞っていくべきと考えることから、当該別添は不要であるとの立場で対応することとしたい。仮に、大勢が別添の作成を支持する場合には、解釈の混乱を避けるためにも別添から” optional” の文言を削除することを求めることとしたい。

**議題 13. 次回会合の日程及び開催地**

適宜対応することとしたい。

**議題 14. 報告書の採択**

適宜対応することとしたい。



FAO/WHO 合同食品規格計画  
第 18 回生鮮果実・野菜部会 (CCFFV)

日時：2014 年 2 月 24 日（月）～ 2 月 28 日（金）  
場所：プーケット（タイ）

仮議題

1	議題の採択
2(a)	コーデックス総会及びその他の部会から提起された事項
2(b)	生鮮果実・野菜の規格化に関する他の国際機関から提起された事項
2(c)	生鮮果実・野菜の UNECE 規格
3	ゴールドエンパッションフルーツ規格原案（ステップ 7）
4	ドリアンの規格原案（ステップ 4）
5	オクラの規格原案（ステップ 4）
6	食用ブドウの規格の成熟要件の見直し
7	馬鈴薯の規格に関する新規作業提案
8	生鮮果実・野菜のコーデックス規格に関する新規作業提案
9	生鮮果実・野菜部会の付託事項（Terms of Reference）の見直し
10	生鮮果実・野菜のコーデックス規格の標準様式案
11	その他の事項
12	次回会合の日程と開催地
13	報告書の採択

## 第 18 回生鮮果実・野菜部会 (CCFFV) の主な検討議題

日時：2014 年 2 月 24 日（月）～ 2 月 28 日（金）

場所：プーケット（タイ）

### 主要議題の検討内容

一部文書未到につき、対処方針は現時点のものである。

#### 仮議題 1 議題の採択

事前に送付される仮議題の是非を求めるものである。適宜対応したい。

#### 仮議題 2(a) コーデックス総会 (CAC) 及びその他の部会から提起された事項

第 36 回総会（2013 年）で決定された生鮮果実・野菜部会（CCFFV）に関する事項についてコーデックス事務局より説明される予定。適宜対応したい。

#### 仮議題 2(b) 生鮮果実・野菜の規格化に関する他の国際機関から提起された事項

文書未達であるが、生鮮果実・野菜の規格等の策定を行っている他の国際機関の活動状況等が、各国際機関より説明される予定。適宜対応したい。

#### 仮議題 2(c) 生鮮果実・野菜の UNECE 規格

国連欧州経済委員会（UNECE）が策定した生鮮果実・野菜規格の標準様式について、同委員会より説明がされる予定。適宜対応したい。

#### 仮議題 3 ゴールデンパッションフルーツ規格原案（新規作業採択 2011 年（提案国：コロンビア））（ステップ 6）

（経緯）

前回会合では、電子作業部会で作成された原案に基づき検討され、本規格の対象にパッションフルーツも含めるか否かで議論が対立したが、結局ゴールデンパッションフルーツ<sup>1</sup>の規格として、第 36 回総会（2013 年）にステップ 5 として承認された。コロンビアを議長国とする電子作業部会を再度設置し、サイズに関する規定等の議論を継続することとなった。

（対応方針）

我が国への輸入に支障が生じないように、適宜対応したい。

<sup>1</sup> 主な生産国：インド、ベトナム、中国、メキシコ、コロンビア（出典：CX/CAC 11/34/9-Add. 1）

#### 仮議題4 ドリアン規格原案（新規作業採択2011年（提案国：タイ））（ステップ4）

（経緯）

ドリアン<sup>2</sup>は、近年世界的に貿易が増加していることから、タイが第14回会合（2008年）において新規作業を提案した。その後、国際規格ではなくアジア地域規格とすべきかどうかの検討を経て、第34回総会（2011年）において、国際規格として検討することが承認された。前回第17回会合（2012年）において、規格原案の内容がパラグラフ毎に検討されたが、更なる検討を要する部分が多いため、ステップ2に差し戻し、タイを議長国とする電子作業部会により検討することとなった。

（対応方針）

我が国は、主にタイからドリアンを輸入しており、当該国からの輸入に支障が生じないよう適宜対応したい。

#### 仮議題5 オクラ規格原案（新規作業採択2013年（提案国：インド））（ステップ4）

（経緯）

オクラ<sup>3</sup>の規格の策定について、前回第17回会合（2012年）においてインドが新規作業を提案し、第36回総会（2013年）において新規作業として承認された。インドを議長国とする電子作業部会により、オクラの規格原案を検討することとなった。

（対処方針）

我が国における生産及び輸入に支障を生じないよう、適宜対応したい。

#### 仮議題6 食用ブドウ規格の成熟要件の見直し

（経緯）

前回第17回会合において、国際ブドウ・ワイン機関（仮訳）（International Organization of Vine and Wine, OIV）より食用ブドウ<sup>4</sup>のコーデックス規格の成熟要件の見直しについて提案があった。米国を議長国とする電子作業部会を設置し、OIVの提案を評価することとなった。

（対処方針）

当該規格の改訂による国内流通及び輸出入に支障が生じないよう適宜対応したい。

#### 仮議題7 馬鈴薯規格の新規作業提案

（経緯）

前回第17回会合（2012年）において、馬鈴薯<sup>5</sup>について、インドが新規作業提案を行った。第36回総会（2013年）において、多くの加盟国は新規作業を承認することを支持した一方で、当該規格を新規作業として進めるべきでなく、提案は技術的事項の更なる検討のために生鮮果実・野菜部会（CCFFV）に戻すべきとの第68回執行委員会（2013年）の勧告を支持する国も多数あった。議論の結果、総会は、新規作業を開始する重要性を認識しつつ、次回の執行委員会及び総会で検討するために、分かりやすいプロジェクトドキュメントを提出するようCCFFVに要請した。

<sup>2</sup> タイからの主な輸出国：中国、香港、インドネシア、米国、ブルネイ王国（出典：REP11/ASIA）

<sup>3</sup> 主な生産国（生産量順）：インド、ナイジェリア、イラク、コートジボアール、パキスタン（出典：FAOSTAT 2011年）

<sup>4</sup> 主な生産国（生産量順）：中国、イタリア、米国、フランス、スペイン（出典：FAOSTAT 2011年）

<sup>5</sup> 主な生産国（生産量順）：中国、インド、ロシア、ウクライナ、米国（出典：FAOSTAT 2011年）

今次会合においては、インドが作成したプロジェクトドキュメントについて検討される予定。

(対処方針)

馬鈴薯の規格策定に関する新規作業提案については支持して差し支えないものの、プロジェクトドキュメントの内容が、コーデックス手続マニュアルに掲載されている、作業の優先度を定めるためのクライテリア及び同クライテリアの適用のためのガイドラインで求められている情報が適切に記載されているか、また、その記載内容が新たな規格を策定する必要性・妥当性を説明するものであるかを確認しつつ、当該品目の我が国における生産に支障が生じないよう、適宜対応したい。

## 仮議題 8 生鮮果実・野菜のコーデックス規格に関する新規作業提案

(経緯)

イランよりキウイフルーツ<sup>6</sup>、インドよりナス<sup>7</sup>、メキシコよりニンニク<sup>8</sup>の規格策定に関する新規作業提案が提出されている。

(対応方針)

各提案国から提出される新規作業を求めるプロジェクトドキュメントの内容が、コーデックス手続マニュアルに掲載されている、作業の優先度を定めるためのクライテリア及び同クライテリアの適用のためのガイドラインで求められている情報が適切に記載されているか、また、その記載内容が新たな規格を策定する必要性・妥当性を説明するものであるかを確認しつつ、当該品目の我が国における生産及び輸出入に支障が生じないよう、適宜対応したい。

## 仮議題 9 生鮮果実・野菜部会の付託事項 (Terms of Reference) の見直し

(経緯)

生鮮果実・野菜部会 (CCFFV) の付託事項には、生鮮果実・野菜の品質規格を策定している国際連合欧州経済委員会 (UNECE) との作業の重複及び規格のずれを最小化するための協議プロセス (consultative process) が記載されている。前回第 17 回会合 (2012 年) において、コスタリカ、米国、ドミニカが当部会における UNECE の取り扱いについても、他の部会とその関連国際機関との関係と同様の扱いとすべきとの発言があった。これに対して EU は、現在の当部会の付託事項を変更する必要性はないとの発言を行った。

結果的に、当部会の付託事項の修正について検討する電子作業部会を設置することとなり、米国等からの推薦により、日本が当電子作業部会の議長国を務めることとなった。

(対処方針)

電子作業部会の議長国である日本より、電子作業部会の結果報告を行う。今次会合においては、各国の動向等に留意しつつ、生鮮果実・野菜部会の国際規格を策定する当部会の付託事項として適切なものであり続けるよう、適宜対応したい。

<sup>6</sup> 主な生産国 (生産量順): イタリア、ニュージーランド、チリ、ギリシャ、フランス (出典: FAOSTAT 2011 年)

<sup>7</sup> 主な生産国 (生産国順): 中国、インド、イラン、エジプト、トルコ (出典: FAOSTAT 2011 年)

<sup>8</sup> 主な生産国 (生産国順): 中国、インド、エジプト、韓国、ロシア (出典: FAOSTAT 2011 年)

## 仮議題 10 生鮮果実・野菜のコーデックス規格の標準様式案

(経緯)

第 11 回会合（2003 年）において、既に国際規格とされていた 24 規格（当時）に統一性がない等の指摘があり、標準様式（ALINORM 04/07/35 別添 7）の策定が合意された。前回第 17 回会合（2012 年）では、コーデックス事務局が準備した、生鮮果実・野菜のコーデックス規格の標準様式案についてパラグラフごとに検討したが、Minimum requirements まで議論したところで時間切れとなり、今次会合では続きから検討される予定。

また、第 36 回総会（2013 年）にて最終採択されたアボカドの規格において、タイが留保した腐敗（decay）の定義についても議論される予定。

(対応方針)

文書未達。標準様式の策定については、UNECE規格との調和を求めるCCFFVの付託事項に関係することから議題9における議論の方向を考慮し、また、コーデックス規格は国際的な公正な食品貿易の確保を目的としていることに対して、UNECE規格は欧州地域を中心とする加盟国の経済における関係強化を主目的としており、その目的が異なることに留意しつつ、適宜対応したい。

腐敗の定義については、各国の動向等に留意しつつ、適宜対応したい。

## 仮議題 11 その他の事項

適宜対応したい。

## 仮議題12 次回会合の日程と開催地

適宜対応したい。

## 仮議題13 報告書の採択

本部会における我が国の発言等が報告書に適切に反映されるように努めるとともに、上記を踏まえ、適宜対応したい。

FAO/WHO 合同食品規格計画  
第 35 回分析・サンプリング法部会 (CCMAS)

日時：2014 年 3 月 3 日（月）～3 月 7 日（金）

場所：ブダペスト（ハンガリー）

仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	コーデックス規格の分析法条項の承認
4	国際食品貿易におけるサンプリング及び検査の原則（説明部分）
5	クライテリアの設定検討に関する討議文書
6	参照分析法のアップデートに関する討議文書
7	コーデックス規格におけるサンプリング法に関する討議文書
8	分析法に関する国際機関間会合の報告
9	その他の事項及び今後の作業
10	次回会合の日程及び開催地
11	報告書の採択

## 第 35 回分析・サンプリング法部会 (CCMAS) の主な検討議題

日時：2014 年 3 月 3 日 (月) ～3 月 7 日 (金)

場所：ブダペスト (ハンガリー)

### 主要議題の検討内容

#### 議題 2. コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

##### ・穀類及びその加工品中のデオキシニバレノールの分析・サンプリング法

第 7 回汚染物質部会 (CCCF) では、穀類及びその加工品中のデオキシニバレノールの最大基準値検討に関し、基準への適合を判断 (分析検査) するためにロットから採取する試料量に関し、ロット規模が 50 トンを超える小麦、大麦については 1 kg、トウモロコシについては 5 kg とすること、また、基準値への適合性を判断するための分析法に関し、特定の分析法を指定するのではなく分析法の性能基準 (クライテリア) を含めることが合意された。

CCCF は、分析法の性能基準及びサンプリングプランに関し CCMAS の助言を求めることで合意しており、これら案件は、本部会の議題 3 で議論される予定である。

適切な分析・サンプリング法の使用は、基準値への適合性評価の前提となることから、コーデックス委員会の既存ガイドライン等と照らして必要な性能な項目が設定され、実効可能なものとなるよう適切に情報提供したい。

#### 議題 4. 国際食品分析におけるサンプリング及び検査の原則 (説明部分)

(経緯)

前回部会では、国際食品貿易におけるサンプリングや検査に際して、科学的な観点から紛争を防ぐための原則 (Principle) の本体 (別紙参照) については既に合意され、総会で採択されている。今次部会では、原則の説明 (Explanatory Note) について、電子作業部会 (議長国：ドイツ) が作成した原案をもとに議論される予定である。

(対処方針)

原則本体については、既存の各種ガイドラインと整合する内容 (新たな事項を盛り込まない) で既に合意されている。

一方、電子作業部会においては、「サンプリングの不確かさ推定」など、原則本体及び既存ガイドラインで触れていない事項を、説明部分に新たに盛り込む案についても議論されている。しかし、サンプリングの不確かさを取り入れることについては、理論的には正しいとしても、規制当局が適合性評価の現場に現実的に適用することが困難であり、時期尚早である旨、本部会で過去に議論されてきた経緯がある。

このため、我が国としては、原則の説明部分に国際的に合意されていない内容・解釈を

新たに盛り込むべきではなく、既存ガイドラインに記載されている事項の範囲で分かりやすい説明・具体例にとどめるべきとの立場から議論に対応したい。我が国は、主に輸入国の立場から、規制当局にとって実効可能性のあるガイドライン等が出来るよう対応したい。

#### **議題 5. 分析法の性能基準の設定検討に関する討議文書**

(経緯)

前回部会での二枚貝中の貝毒成分の分析法の性能基準（クライテリア）設定に関する議論の際に、現行の手続きマニュアルに掲載されているクライテリアは化学的分析法に対して適用されるものでありマウスバイオアッセイに適用できないこと、Type I の分析法はクライテリア化できないこと、などについて指摘があり、今次部会では以下の点について一般論として議論することが合意されている。

① 生物毒やダイオキシン、PCB など、分析対象物質が複数存在（multi-analyte method）し総毒量を算出する場合についてのクライテリアアプローチの適用

② Type I 分析法へのクライテリアアプローチの拡大

このための電子作業部会（議長国：米国）が作成した討議文書をもとに議論される予定である。

(対処方針)

予め設定される性能基準を満たした分析法であれば、その中からどの分析法を採用するかという点に関し、各国の裁量が拡大する利点を有することから、我が国としては、クライテリアアプローチの適用拡大に基本的に賛成するスタンスで議論に望むこととしたい。

ただし、クライテリアアプローチの適用拡大は、予め設定される性能基準が科学的に妥当であり、その理解・適用について各国が共通認識をもつことが前提である。このため、科学的に妥当かつ実効可能性のある性能基準が設定されるよう適切に対処したい。

#### **議題 6. 参照分析法のアップデートに関する討議文書**

(経緯)

コーデックスの分析法規格は、ISO（国際標準化機構）や AOAC インターナショナル、AOCS（米国油化学会）等が作成した分析法について、規格作成の年度を含む規格番号を引用しているが、これら外部の組織における規格の見直しにより、分析法が廃止されたり規格の年度番号が変わった場合に、アップデートが問題となることから、その対処方針を検討するもの。

電子作業部会（議長国：ブラジル）が作成した討議文書をもとに議論される予定。特に、当初規格を検討した部会が休止された場合の対応、現在複数の規格中に分散している分析法関係の記述（例えば CODEX STAN 228, 231, 234 等）を、CODEX STAN 234 を改定することにより一つの規格にまとめ、網羅的に検索できるよう統合することも含めて検討される予定である。



(対処方針)

現行、複数の規格に分散しているものを一つの規格にまとめることは、検索性の向上に寄与するが、項目立て（見出し）の工夫など、現行規格が廃止された場合に、利用者が混乱しないよう分かりやすくする必要がある。

分析法のアップデートについては、休止・廃止された部会によって過去に作成した規格のアップデートの問題を解決しつつ、CCMAS の委託事項（TOR）の範囲で、コーデックス全体としての作業ができるだけ軽減されるよう適切に対応したい。

### 議題 7. コーデックス規格におけるサンプリング法についての討議文書

(経緯)

コーデックスにおけるサンプリングプランの設定に関する新たなアプローチの可能性等（サンプリングの不確かさの取扱い、事業者による統計的品質管理管理（Auto-Control）の公的規制への活用）などが想定）について、現行、国際機関会合（IAM）が作成した討議文書をもとに議論される予定である。

(対処方針)

討議文書の詳細な内容は現時点では不明である。論点を明確にした上で作業の必要性を検討すべき旨、作業をするにあたっては、科学的な観点のみならず、実行可能性を考慮したガイドライン等を作成する必要があるとのスタンスで対処したい。

(参考)

議題 4「食品の国際取引におけるサンプリング及び検査使用の原則」について、合意されている原則の本体部分は以下のとおり。

#### 原則 1：透明性確保と取引開始前の合意

取引開始前や輸入検査プログラムの導入又は改訂の際には、関係者は、コーデックスの基準又は輸入国の基準（the specification of Codex or the importing country）に適合するかどうか評価するために用いられる予定のサンプリング及び検査手順（sampling and testing procedure）について合意に至るべきである。

この事前合意では、紛争（Dispute）の際に用いるサンプリング及び検査の手順についても決めておくべきである。

#### 原則 2：製品の評価手順の要素

取引される食品が基準に適合しているかを評価するために用いられるサンプリング及び検査は次の 3 つの要素から成り、評価手順が選択される際には 3 つの要素全てが検討されるべきである。

- サンプリングプラン（sampling plan）に則った、ロット又はコンサインメント（a lot or consignment）からのサンプルの採取
- 検査結果を得るための、採取されたサンプルの試験（examination）又は分析（analysis）（サンプル調製及び検査法）
- 得られた検査結果を用いて（適合性評価の結果の）決定（decision）に至る上での規準（Criteria）

#### 原則 3：誤った決定の確率

食品がサンプリングされ検査される際には、常に、ロット又はコンサインメントを誤って受け入れたり誤って拒否する確率があり、これは輸出者と輸入者の双方に影響するものであるが、この誤った決定の確率を完全に排除することは出来ない。

この誤った決定の確率は、数値的に評価されコントロールされるべきであり、そのために、可能であれば国際的に認められた規格（standard）に記述されている方法論を用いるべきである。

#### 原則 4：適切なサンプリング及び検査手順の選択

選択されるサンプリング及び検査の手順は、

- 既存のコーデックス規格を考慮し、科学に基づいたものあるべき
- サンプリングされ検査される食品品目及びロット又はコンサインメントに適したものであるべき
- 目的に適合したものであり、一貫性をもって適用されるべき

サンプリング及び検査の手順の選択は、

- コスト、評価の所要時間、ロット又はコンサインメントへ近づくことができるかなど、実行可能性を考慮すべき。また、基準に適合しないロット又はコンサインメントの受け入れ確率が高くなり過ぎないようにするべき。
- ロット又はコンサインメントの中のバラツキを考慮するべき。

#### 原則 5：分析に起因する測定値の不確かさ

製品の評価手順の選択は、分析に起因する測定値の不確かさ（analytical measurement uncertainty）及び分析に起因する測定値の不確かさが意味すること（its implications）を考慮するべきである。

#### 原則 6：目的への適合性

サンプリングと試験の手順が、誤ってロットあるいはコンサインメントを受け入れるもしくは拒否する許容できる確率を有し、適切な決定基準と共に使われるのであれば、それらは対象とする製品評価の目的に適している。

#### 原則 7：手順の見直し

サンプリング及び検査の手順は、最新の科学的知見や情報に基づいて定期的に見直さなければならない。